

毒物劇物製造（輸入）業登録更新申請

事 項	毒物劇物製造（輸入）業の登録の有効期間（5年）をこえて、引き続き毒物劇物製造（輸入）業の登録の更新を受けようとするとき			
根拠法令等	毒物及び劇物取締法第4条(営業の登録) 令第33条(登録票の交付等) 令第37条(省令への委任) 規則第4条(登録の更新の申請) 奈良県毒物劇物販売業登録等審査基準及び指導基準			
提出書類	1 毒物劇物製造（輸入）業登録更新申請書 【別記第4号様式】 2 毒物劇物製造（輸入）業登録票			
提出先	薬務課	標準処理期間	10日 (閉庁日及び書類補正期間を除く)	
受理機関	薬務課	提出部数	1部	
手数料 (収入証紙)	7,000	10,200 ※		
	平成7.4.1現在	平成10.4.1現在		

<留意事項>

1 申請書記載上の注意事項

記 載 欄	記 載 上 の 注 意 事 項
申請書表題	・ 製造業、輸入業のいずれに該当するかを○印で囲むこと。
登録番号及び登録年月日	・ 現有登録票の右上に記載の番号を記入する。 ・ 現有登録票下欄の有効期間の開始日を記入する。
製造所(営業所)の所在地及び名称	・ テナントビル等に入居している場合はビル名及びその階数を記載すること。 また、丁目、番地、号はアラビア数字を用いて、「2丁目3番4号」を「2-3-4」のように記載してもよい。
製造(輸入)品目	・ 類別は、法別表又は指定令による類別によること。 ・ 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。 ・ 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。 ・ 品目のすべてを記載することができない場合は、別紙のとおりと記載し、別紙を添付すること。 ・ 品目を変更する場合は、予め別途、毒物劇物製造(輸入)業登録変更申請を提出し登録の変更を受けること。
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	・ 毒物劇物取扱責任者設置届により登録されている取扱責任者の住所及び氏名を記入する。 ・ 取扱責任者を変更する場合は、別途、毒物劇物取扱責任者変更届書を提出すること。
その他	

2 添付書類について

現行の登録票を紛失した場合は、同時に登録票再交付手続きを行うこと。(手数料4,000円)

3 提出期限について

- ・ 登録有効期限1ヶ月前。(期限までに未到達の場合は、更新日に交付できないことがあります。)
- ・ 登録期限を過ぎて新規申請を行うこととなった場合は、登録申請書のほか未登録期間における無登録営業に関する始末書も併せて提出すること。

4 業登録の廃止について

- ・ 登録更新を希望しない場合は、登録失効後30日以内に現有の登録票を添付し廃止届を提出すること。なお、登録失効後31日以上を経過したものについては、遅延理由書を併せて提出すること。
- ・ 登録更新の手続きを行わない場合は、廃止届の提出の有無にかかわらず、現有許可の有効期限の翌日以降の毒物及び劇物の販売は、毒物及び劇物取締法違反となる。

5 登録票の交付

原則として、申請日の10日後に登録票を発行するので、受取印(受領者の個人印で可)を持参のこと。

なお、登録票の郵送を希望する場合には、申請時に切手440円分を貼付した角2サイズ(A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ)の返信用封筒を提出すること。

収 入
証 紙

別記第 4 号様式

製造業
毒物劇物 登録更新申請書
輸入業

登録番号及び 登録年月日	第 年 月 日	
製造所（営業所） の所在地及び名称		
製造（輸入）品目	類 別	化学名（製造にあつては、化学名及びその含量）及び 販売名のあるときはその名称
毒物劇物取扱責任 者の住所及び氏名		
備 考		

上記により、毒物劇物 製造業
輸入業 の登録の更新を申請します。

年 月 日

住 所
（法人にあつては、主
たる事務所の所在地）

氏 名
（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）

TEL () -

奈良県知事

殿